

栃木市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による工事監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和7年2月5日

栃木市監査委員 福 地 武 司

栃木市監査委員 浅 野 貴 之

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく工事監査

2 監査の期間

令和6年10月10日から令和7年1月30日まで

3 監査の対象

平川土地区画整理事業 区画道路（9-4、6-5、歩4-2）築造工事

4 監査の主な着眼点

(1) 計画

ア 上位計画との整合性があるか。

イ 事業決定の手続きは適正に行われているか。

(2) 設計

ア 事業目的及び法令等に適合しているか。

イ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。また、適正に整備されているか。

ウ 環境に配慮した設計となっているか。

(3) 積算

ア 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

るか。

イ 歩掛、単価は適正か。また、数量、金額は正確であり、その算出根拠は明確か。

(4) 契約

業者選定方法及び契約手続は適正に行われているか。

(5) 施工

ア 工事施工に関する事務手続きは適正に行われているか。また、施工計画は適切か。

イ 設計図書どおり施工されているか。また、法令等を遵守しているか。

ウ 工程管理及び安全管理は適切か。

エ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。

オ 環境に配慮した施工がなされているか。

5 監査の実施内容

計画、設計、積算、契約、施工等の各段階において技術面から専門的な検証を実施するため、調査及び報告に関する業務委託を行い、技術士の派遣を依頼した。

(1) 事前調査

対象工事における計画、設計、積算、契約、施工等の各段階における資料及び関連書類を選任された技術士宛てに提出した。

また、その後技術士から送付された質問書に対し、回答書を提出した。

(2) 本監査

監査対象の課から提出された資料及び事前質問への回答書に基づき、監査委員の立会いのもと、技術士が関係職員から説明を徴取し、質疑応答を行った。また、工事現場の視察を行い、関係職員及び関係業者から説明を徴取した。この調査結果について、後日技術士から報告を受ける方法により実施した。

実施日：令和6年12月17日

6 監査の結果

(1) 総括

1から5に記載したとおり工事監査を実施した限りにおいて、計画、設計、積算、契約、施工等は、おおむね適正に行われていると認められた。

(2) 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

(3) 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は見られなかった。

(4) 要望

本件は、平川産業団地の整備における区画道路の築造工事を対象としたもので、この整備にあたっては、地区内の既存住宅の住環境を保全しながら、良好な操業環境を備えることが目標とされている。

この点、対象工事については、技術士の調査報告により計画から施工まで概ね適正に行われていることが確認され、目標に向け着実に整備が進められていると評価できる。ついては、調査報告で具体的に示された改善点を踏まえ、今後の整備工事においても、より一層の品質向上に努めていただきたい。

また、調査報告では、本件調査により確認された今後の課題も示されている。施工中の排水対策や敷地造成の盛土材料についてなど、いずれも今後の整備工事全体に係る事項であり、安心安全かつ良好な操業環境の整備に必要不可欠な助言と考えられる。事業主管課においては、これらの助言を念頭に、引き続き、複数部署にわたる整備工事全体の管理、調整を適切かつ着実に進めていただきたい。

さらに、積極的なPR活動による企業誘致に努めていただき、整備完了後は、新たな雇用の創出と本市経済の活性化を促進し、栃木市フードバレー構想の推進に寄与する、魅力的な産業団地となることを大いに期待する。